

長久手市地域防災計画の修正要旨（案）

I 長久手市地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

II 愛知県の新たな取組等に係る修正事項

1 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県、市、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■地震編	第 2 編 第 13 章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	P179～ P185

■地震編

章を新たに新設 別紙参照

2 広域に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

○令和元年 9 月の房総半島台風（台風第 15 号）の教訓を踏まえ、市は、停電や通信障害が広域に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第 2 編第 5 章 建築物等の安全化	P22
■地震編	第 2 編第 2 章 建築物等の安全化	P147

第2編 第5章 建築物等の安全化

修正前	修正後
第1節 ライフライン関係施設対策	第1節 ライフライン関係施設対策
(追加)	<p>第2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p><u>停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関との早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u></p>

■地震編

第2編 第2章 建築物等の安全化

※ 風水害等編と同様の修正

Ⅲ 国の防災基本計画の修正等に伴う修正事項

1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

○市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第11章 防災訓練及び防災意識の向上	P39 P41 P42

第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後
(追加)	<p><u>「自らの命は自らが守る。」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p>

修正前	修正後
第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
第1 防災意識の啓発 市広報紙、防災マップ及びチラシの配布、並びに防災講演会、防災講習会等の開催を通じ、市民に対して防災意識の高揚を図る。	第1 防災意識の啓発 市広報紙、防災マップ及びチラシの配布、並びに防災講演会、防災講習会等の開催を通じ、市民に対して「 <u>自らの命は自らが守る</u> 」という意識を持ち、 <u>自らの判断で避難行動を取ることができる</u> よう防災意識の高揚を図る。
第3 防災に関する知識の普及 市は、水防月間、土砂災害防止月間等において、各種イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。	第3 防災に関する知識の普及 市は、水防月間、土砂災害防止月間等において、各種イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、地域と連携を図り、 <u>地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u>

2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進

○市は、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図ることについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第1章 防災協働社会の形成促進	P13
■地震編	第2編第1章 防災協働社会の形成促進	P140

第2編 第1章 防災協働社会の形成促進

修正前	修正後
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進 (追加)	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進 10 NPO・ボランティア関係団体等との連携 <u>市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u> <u>また、地域での連絡会議の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。</u>

■地震編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正

3 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

○市は及び商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第1章 防災協働社会の形成促進	P14
■地震編	第2編第1章 防災協働社会の形成推進	P142

第2編 第1章 防災協働社会の形成促進

修正前	修正後
<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>第2 企業防災の促進のための取組</p> <p>1 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>(1) 普及啓発活動</p> <p>市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>第2 企業防災の促進のための取組</p> <p>1 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>(1) 普及啓発活動</p> <p>市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p>

■地震編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正

<新型コロナウイルス感染症対策>

4 避難所における過密抑制対策等の推進

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めること等について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P34
■地震編	第2編第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P164

第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第1節 避難所の指定・整備 第5 避難所の運営体制の整備 (追加)	第1節 避難所の指定・整備 第5 避難所の運営体制の整備 <u>6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u>

■地震編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正

<新型コロナウイルス感染症対策>

5 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

○避難所には、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るほか、新たに新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液の備蓄に努めること、また、家庭内備蓄等においても、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難所に避難するよう呼びかけることなどについて、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P34
	第2編第11章 防災訓練及び防災意識の向上	P42
■地震編	第2編第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P163
	第2編第10章 防災訓練及び防災意識の向上	P175

第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者支援

修正前	修正後
<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>第3 避難所が備える設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレ・パーテーションなど要配慮者、女性等にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>第3 避難所が備える設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>マスク、消毒液の備蓄に努める。</u>さらに<u>空調・洋式トイレ・パーテーション</u>など要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。<u>なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u></p> <p>また、<u>必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</u></p>

第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>第2 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>第2 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の家庭内備蓄を推進するとともに、<u>マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u></p>

■地震編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

※ 風水害等編と同様の修正

＜令和元年度東日本台風の教訓を踏まえた取組＞

6 ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知等

- 令和元年度東日本台風（10月の台風9号：1都12県に大雨特別警報発令）の教訓を踏まえ、ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知や避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進を図ることについて、記載を追加する。

＜主な修正箇所＞

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第2章 水害予防対策	P16

第2編 第2章 水害予防対策

修正前	修正後
<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>(追加)</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>第3 ハザードマップ（防災マップ）の配布</p> <p>市は地域防災計画において定められた洪水等の伝達方法、避難場所その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい地域については、「早期の立ち退き避難が必要な地域」として明示するとともに避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>

＜令和元年度東日本台風の教訓を踏まえた取組＞

7 豪雨時の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

○令和元年度東日本台風の教訓を踏まえ、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状態であるときに従業員等が屋外を移動することのないように、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制を実施することについて、記載を追記する。

＜主な修正箇所＞

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第1章 防災協働社会の形成推進	P14

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

修正前	修正後
第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進
第1 企業の取組	第1 企業の取組
2 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社など役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。 (追加)	2 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社など役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。 <u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>

＜令和元年度房総半島台風の教訓を踏まえた取組＞

8 病院等重要施設の非常用電源確保の推進

- 令和元年房総半島台風（9月の台風15号：千葉県中心に大規模な被害発生）を踏まえ、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となるよう非常用電源を確保することについて、記載を追加する。

＜主な修正箇所＞

種類	編・章	修正案
■風水害等編	第2編第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P35
■地震編	第2編第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	P164

第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第2節 要配慮者支援対策 第1 社会福祉施設等における対策 4 防災備蓄品の整備 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄に努める。 （追加）	第2節 要配慮者支援対策 第1 社会福祉施設等における対策 4 防災備蓄品の整備 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄に努める。 5 非常用電源の確保等 <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u>

■地震編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正

IV 長久手市の取組に係る修正事項

1 市の地震災害時における非常配備体制の修正

○県が南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応において、非常配備体制を追加しことを受け、市の非常配備体制について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

種類	編・章	修正案
■地震編	第3編第1章 活動態勢（組織の動員配備）	P186

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員態勢）

修正前				修正後			
第1節 職員の初動体制				第1節 職員の初動体制			
第1 参集基準				第1 参集基準			
地震に関する非常配備区分に応じた基準及び体制等				地震に関する非常配備区分に応じた基準及び体制等			
区 分	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備	区 分	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
基 準	○震度4以上の地震が発生したとき。	○震度5弱以上の地震が発生したとき。	○震度5強以上の地震が発生したとき。	基 準	○震度4以上の地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	○震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	○震度5強以上の地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき